

【研究ノート】

フィリップス・デイヴィスの国際政治学

清 水 良 三

目 次

- 一 序 文
- 二 ドイツに関する初期の協定
- 三 共通の占領政策樹立の失敗
- 四 東独におけるソ連の政策
- 五 西独経済再建のための努力
- 六 西独の復興を妨害するソ連
- 七 ロンドン協定と連合国管理理事会の分裂
- 八 一九四五年から一九四八年までのソ連のドイツ政策の一解釈
- 九 ワルソー宣言
- 一〇 世界平和とソ連への対応

一 序 文

第二次世界大戦の結果、ヨーロッパは東西に分裂したが、それは一六八三年にトルコ軍がウイーンの城門に到達した時以来の、かつてない程の鮮明な分裂であった。ドイツの中央とオーストリアを走っている線によって、西ヨーロッパはソ連とその衛星国軍が支配している広大な後背地から分離された。一九四五年には西側においても、そして

又、東側においても、このやじこぼした分離線の意義はいく僅かしか認められていないかった。

ソ連邦と西側諸国は、戦争中、共に行動して来た同盟国であった。善意があれば、彼らは戦後平和の問題を協力して解決することが出来たであろう。そして国際連合や外相理事会のような機関は、東西間の意見の相違を解決し、必要なならば共同の政策を樹立する」とも出来たであろう。だが、これらの希望はすぐ打ちこわされてしまった。一九四五年から一九四八年までの間に、東西間のみぞは埋め合わせるのが次第に困難になって来た。旧来の同盟国間の緊張の度合が次第に強くなつて行く兆候が、もうじめはっきりと認められたのは、ソ連と西側諸国が共同統治を計画していたドイツにおいてであった。

この研究はラムズ・ホールモンの研究員であるフィリップス・ディヴィスン氏の *The Berlin Blockade: A Study of Cold War Politics* (Princeton University Press, 1958) を使用しての、同氏の冷戦理論のインフレータクシ^mンであり、錯綜する事実の中に一定の傾向を把握して行く方法を示唆するものと思う。

II ドイツに関する初期の協定

不明瞭な部分や、意見の一致しない分野があることはあつたけれども、三大国はテヘランやヤルタやその他の戦争中の会議においてドイツ問題についての一連の協定に到達していた。ドイツは非ナチス化されるべきであり武装解除されるべきであり、そして民主化されるべきであった。また、ドイツから賠償金を取り立てることになったが、範囲と方法については、未だはつきりしたことは決められなかつた。ポーランドはソ連に対して放棄せざるを得なかつた

土地の埋合せを得るために、東ドイツ地域から領土の割譲を受ける筈であった。だが、はつきりした境界線は未だ定められていなかつた。占領地域は画定された。そしてベルリンの町は無定形に分断され、その各々が占領国の一つによつて治安維持されることになつた。戦争直後の期間は、最高権威は、ドイツにある連合国管理理事会によつて行使されることになつていた。連合国管理理事会はベルリンに位置し、全会一致の原則に従つて運営される筈であった。

ベルリンはソ連邦に割り当てられた地域の中に位置する孤立地域ではあつたけれども、西側諸国がベルリン市へ自由に出入できるという正式の協定は存在していなかつた。本当に戦争中の交渉期間には、ソ連の代表たちとの間でこの問題が提起されることは決してなかつた。何故ならばワシントンにおいては、ベルリン出入の問題は、後で軍事的な段階で解決することが出来ると考えられていたからである。だがヨーロッパ諮問委員会 (the European Advisory Commission) におけるソヴィエト代表は「ベルリンに英米軍が駐在するといふことは『勿論』ベルリン市出入に必要なすべての便益を英米軍が享受するといふことになる」^① ということを繰り返して述べた。

ドイツ問題に関する戦争中の議論のすべてを通じて、ソヴィエト代表の行動は西側諸国をして、彼らの善意を信じさせるに充分なやり方であつた。スターリンとモロトフは彼ら自身の立場を有利にするために、屢々人を驚かすような声明をしたり、時には一時凌ぎの態度や不明瞭な手段に出ることもあつたけれども、いかなる点においても、戦後の交渉において彼らが見せたような末恐ろしさを西側に感じさせることはなかつた。

だが敗北したドイツ帝国の領土に、ロシア軍が侵入すると殆んど同時に、西側諸国はソヴィエト側の一連の一方的な行為に直面することになつた。はじめソヴィエトはオーデル・ナイセの線よりも東のドイツの全域を切り離して、それをボーランドの行政区においた。スターリンはヤルタの会談でこの領土がボーランドに与えられるよう求め

た。だが、西側諸国は同意していなかつたのである。

そのほかにもソヴィエトの一方的な行動で、ドイツの政治経済構造に影響を与えたものがあった。一九四五年六月十日に、ソヴィエトのジューコフ元帥は東ドイツに「反ファシスト民主主義政党」、「自由な」労働組合、およびその他労働者の諸組織をつくることを許可した。赤軍の後につづいてモスクワからドイツに帰つて来た以前のドイツ共産主義者の指導によって、殆んど直ぐにベルリンにドイツ共産党が組織された。それにひきつづいてすぐに、社会民主党、キリスト教民主同盟、自由民主党、および共産主義者の統制する中央集権化された労働組合が次々と組織されたのである。^③

一方、ソヴィエト軍と産業関係の専門家たちは、ソヴィエトの支配下にあるドイツ領に不意に進入して来たばかりではなく、西側によつて占領されることに定められていたベルリンの地区にまで入つて来て、輸送し得る価値のある殆んどすべてのものを奪取した。

ソヴィエトのこれら的一方的な行為は、一九四五七年七月にポツダムで行なわれた三大国の第三回目の会合に暗影を投げた。だが、会議は比較的なめらかに進行した。数多くの面でスターリンは和解的な態度を示した。さきに述べたような広大な領域のポーランドへの編入についての西側の抗議に対しても、スターリンはドイツの東部国境の問題は、いまだに未解決であり、しかもソ連邦は最終的な解決がオーデル・ナイセの線に拘束されるものであるとは考えていいない旨、返答したのであった。この問題は、後に行われるであろう平和会議でさらに検討されることに決定をみた。しかも一方において、右の領域がポーランドの治下にとどまるべきことも決定されたのである。

賠償問題について一つの妥協がなされた。既にソ連はその支配下にある地域から、大量の物質を奪取してしまつて

いたので、ドイツ人が外部からの援助なしに生存するに足る充分な資源を残しておぐという条件で、各占領国はその賠償要求を第一次的に自分自身の地域から取立てる上で満足することと、いろいろなことが協定された。ソ連は、西独の産業設備の二五パーセントを撤去するという約束を獲得した後、この協定に賛成した。その代り彼らは、東独から原料や製品をある程度西側に送達することに同意した。彼らはまたポーランドの賠償要求をソ連の分でまかなうことにも同意した。ペヴィンがソヴィエトのルール国際管理案に反対すると、スターリンは自分自身の判断で、その提案をひき込んだ。ドイツ占領に関する一般的な原則は、主としてそれ以前のテヘランおよびヤルタ会談の線に沿って、ポツダムで協定に到達していた。そしてドイツに対する講和条件の準備をも含めて、戦争から生ずる諸問題を討議するため^④に、常設外相理事会(a Permanent Council of Foreign Ministers)が設置された。

武装解除、非ナチス化、賠償等に関する消極規定に加うるに、いくつかの積極規定をも含めた一般原則がポツダムで定められた。その積極規定とは次のようなものである。

「全体としてのドイツに關係がある問題についての最高権威は、管理理事会(the Control Council)の理事としての資格において、占領国の最高司令官たち(the commanders in chief)によって合同して行使される。

実行可能な限り、ドイツ国民の取扱いは全ドイツを通じて、統一したものであるべきである。

軍事的な安全を維持する必要性に従つて、言論、出版および宗教の自由が認められるべきである。また、自由な労働組合の結成の自由も同じく認められるべきである。

占領期間中、ドイツは単独の経済単位として取扱われるべきである。この目的のために、次の諸事項に関する共同の政策が樹立せらるべきである。

- a 鉱工業生産
- b 農業、林業、漁業
- c 貨銀、価格および食糧の配給制度
- d 輸入および輸出計画
- e 通貨、銀行、課税および関税
- f 賠償および産業上の戦争遂行能力の撤去
- g 輸送と交易

全ドイツを通じて、集会および公開討議の権利をもつすべての民主主義政党が許可され、かつ奨励せらるべきである」^⑤

斯くて、三大国はいくつかの問題については単に原則上の決定に到達したにすぎず、またその他の多くの問題についての決定は延期されたけれども、ドイツに関しての暫定協定に到達したように考えられた。

三 共通の占領政策樹立の失敗

ボッダム会議が結末に至る前に西側の部隊はベルリンへ進駐していた。そしてベルリンおよび国全体のための四国政府の機関が樹立された。当時、アメリカ合衆国軍政副官 Deputy U. S. Military Governor であったクレイ将軍は同資格の英國側副官ウィーラー将軍と共に、連合国人のベルリン出入にあたって、主要公路、鉄道路線および二本の

航空路が使用されることについて、ジエコフ元帥との間で、口頭の協定に到達していた。彼らは特定の通路を恒久的に決定することを欲しなかつた。何故ならば、そういうことをすれば、すべての種類のあらゆる通路によつてベルリンに出入できる権利が制限されるよう、あとで解釈される恐れがあつたからである。⁽⁶⁾

だがハウリー大佐の指揮するアメリカ占領軍の第一次到着部隊がベルリンへの通路を進行し始めた時に、彼らはソヴィエトがかれらが首府出入の交通を管理する権利を持つことに、非常な嫉妬心を持つてゐることを発見した。⁽⁷⁾

ソヴィエトの将官たちはまた、ベルリンのアメリカ合衆国担当区域の管理権をアメリカ人に移譲することを躊躇する様子を示した。⁽⁸⁾

やがて、連合国管理理事会にとって、すべてが円滑には進行しないであろうという兆候があらわれて來た。こういう困難な状況の原因は、フランスがヤルタ会談の結果、占領に参加するよう招待されていながら、ポツダム會議に出席しなかつたという事実にあつた。その結果、フランス政府の役員たちは、彼らがポツダム協定に拘束されるものとは考えなかつた。そしてフランス軍政官は、ドイツの中央行政機関の設立を拒否する自由を持つものと考えた。

さらに搅乱的な要素となつたのは、ソヴィエト官吏の態度であった。ドイツ中央諸機関の設立に原則的に同意しながらも、また、ドイツの経済的復興を促進する方法が色々必要があるにもかかわらず、ソヴィエトは、延期戦術および曖昧化の戦術に出た。一九四五年十二月にクレイ将軍と、英國の軍政長官(British Military Governor)のロバート・スン将軍はすべての地域間境界をドイツ人が通行し得るよう開放することを提案したが、ソヴィエトのソコロフスキー将軍は、原則的には賛成だが、いまだちに実行することは不可能だと言つた。クレイやロバート・スンはその理由が了解しかねた。⁽¹⁰⁾

それより以前にクレイ将軍は、いくつかのドイツ行政機関の設立を提案したことがあるが、その時のジューコフ將軍の返答は、彼はその提案には満足であるけれども、本国政府に問い合わせるまでは、同意するのを延期せねばならないだろうというものであった。⁽¹¹⁾

フランスがドイツ中央機関の設立に反対するだろうということをはつきりと知った後になって、ソヴィエト代表はじめて、それに賛成をしたのである。

さらに、西側諸国がソヴィエトに対して、ポツダム協定の規定による主要輸入品の支払にあてるために、東独からの製品を共同資産に編入することを提案した時にも、ソヴィエトはその協定は否定しなかつたけれども、実施を延期するやり方にして成功をおさめた。⁽¹²⁾

ソヴィエトの代表は、原則としては中央行政機関の設立を支持しながらも、地域境界を撤去する意図を持たず、さらにはまた、西欧に対し非常に不利な条件によってでなければ東独の資源を共同資産に編入する意図を持たないのだという結論を下した。⁽¹³⁾

こういう状態の下において管理理事会(the Control Council)のなし得る仕事の範囲はごく限られたものとなつた。

管理理事会が設置された当初の数ヶ月間に、管理理事会は多くの協定に到達したがその大部分が、ナチスのしたことを見解体する目的にあてられた。さらに、管理理事会は、たとえば電気やガスの割当に関する行政的な性質のいくつかの命令を発したし、またそれよりも数は少ないが、もっと実定的な法律（たとえばドイツ労働法廷を設立する法律）を作成したのである。⁽¹⁴⁾

月日が経つて行くにつれて協定の達成される数は、段々とすくなくなつて行つた。一番最後に発行された管理理事

会報 (the Control Council Gazette) の取扱つている期間は七ヶ月であるが、そこに掲載されている立法は、ただ一つ「ナチス政府によつて公布された教会に関する法律・命令等のいくつかを廃止する」ことに関するものがあるだけである。⁽¹⁵⁾

たゞた一つの例外を除いて、四ヶ国は東独におけるソヴィエトの絶対的な権力を抑制することになるような、或いはまた、全体としてのドイツの統一をはつきりと促進することになるような方法について、何らの協定にも到達することが出来なかつた。

だが、この例外は重要なものであつた。一九四五年の末に、ソ連は西独からベルリンに至る三本の航空路の設定に同意した。そしてその直後に、これらの航空路の使用を規制する規則の決定に同意した。

四 東独におけるソ連の政策

管理理事会の機能が麻痺している間、ソ連は東独の行政において、ほとんど完全な自由をもつた。工業設備の撤去とそれを東方に輸送することに焦点がおかれたごく僅かな期間が過ぎた後、ソ連はその占領地域を、東欧の衛星国に類似したものにしようと努力しはじめた。このことは東独の政治生活に対する地方共産主義者の把握力をかため、ソ連ブロックの経済と占領地域の経済を、協力関係に持つて行くことをも意味した。

東独の共産主義を強化しようとする努力の第一歩は、一九三三年以前から、全くな共産主義者であったものや、戦時中モスコーで共産主義教育を受けたものの何人かを、ベルリンおよび占領地域全体を通じての枢要な地位につかせ

ことによつてなされた。⁽¹⁶⁾

新しい共産主義指導者を訓練するための学校が設立された。⁽¹⁷⁾そして共産主義者の支配する一連の「大衆機関」や団体がつくりあげられて、すべての政治活動についての完全な中央集権的な支配権を許与された。⁽¹⁸⁾

一九四六年のはじめに、共産党と社会民主党の合同が行われたが、これはソヴィエト軍部の強制によるものであつて、大量の投票を共産主義の支配下に確保しようとする努力のあらわれであった。出来上った合同政党は社会主義統一党（SED）という名前をつけられた。⁽¹⁹⁾

一九四六年秋に行われた地域選挙において社会主義統一党は、ソ連の強力な支援を得ていたにもかかわらず、共産主義者の支配するいくつかの小さなグループと共に、投票数の半分を僅かに越える票を得たにすぎなかつた。だが、この選挙によって社会主義統一党は、表面的には合法の枠の中で、ソヴィエト地域におけるすべての国家行政に対する効果的な支配権を確保することが出来た。

一九四七年中にソヴィエトは政治組織のために、従来以上の努力を注いだ。その年の十二月には、補助軍的な「人民警察」団の設立が発表された。もつともこれらの警察団の実際の形成は、それよりも数カ月にはじめられていたのであろうと思われる。⁽²⁰⁾

それと殆んど同時に、二つの「ブルジョア」政党内の反共産主義勢力が追放され、それ以後、キリスト教民主同盟および自由民主党の東独支部の機能は主として、民主主義のウインドーを飾る装飾のようなものになつてしまつた。

一方、ソヴィエトの経済関係の官僚たちは、東独産業の復興をめざして活動していた。東独における主要産業の大部分は、ソヴィエトの所有する企業団体へと編入された。そして、これらの企業団体は、沢山の小規模な私有会社と

共に、その生産の努力をいまやソ連邦に対する賠償の支払に向けることになった。ソヴィエトが手中におさめた企業体のいくつかは、後にドイツ共産主義官憲の支配下におかれた。これは多分、社会主義統一党（SED）の力を強化するためであつたろう。だが賠償はこれらの企業の当時の生産から、とりつけられたのである。

一九四七年の夏に、ソヴィエト地域の資源を動員し、経済能力を再建する任務を持つドイツ経済委員会（DWK）⁽²²⁾が設置された。

ソヴィエト軍政府の監視下に地域的レベルに立つて活動するさらに別のドイツ行政機関は、共産主義者の支配する州（state, Land）に中央からの指示を与えた。

経済的復興と政治的安定の目的を追究するにあたつて、ソヴィエトは該当地域において西側諸国が持つていない或る種の利点を持っていた。ソヴィエト地域は通常、農産物を過剰に生産した。そのため占領軍はその地域で生産されるもので充分に生活が出来たばかりでなく、一般市民の食糧用として、輸入する必要もなかつた。さらに、東独に影響を与える諸決定は、西側権威筋の同意を得ることなしに、行うことが可能であった。他方、西側諸国が占領していた諸地域は、生産額以上の食糧を通常必要としていた。そして西独が経済復興に必要な方法を講ずるためには、前提条件として、二国またはそれ以上の諸国間の協力が必要であった。そしてこれらの諸方法を講ずるため国際的な交渉が必要となつたのである。ソヴィエト政府は、地域司令官にとつては、彼自身の支配する地域内で決定を下すことは、一つの決定であるが、二つまたはそれ以上の地域司令官間でなされた諸決定は四ヶ国行政協定の違反であるといふ議論をすることが出来た。遂には、西側諸国とのる殆んどすべての行動は、ドイツ内の諸々のグループの批判にさらされることになったのみならず、英國やフランスやアメリカ合衆国内の輿論の影響を受けることになった。それに

反してソ連邦は、東独および本国における政治統制が緊密に組織化されているために、もつと自由に活動することができる。

五 西独経済再建のための努力

まず、西独における戦後の経済復興は、きわめてゆっくりと進行して行った。戦時の同盟関係をその儘維持し、ドイツにおいて行われるべき共通の政策についての四国協定に到達せんと努力していた西側諸政府は、彼ら自身の管轄地域で独自の行動をとることを、差控える傾向があつた。もつともこの間においても、東独におけるソヴィエトの方的な行為についての報告の数は、次第にその数を増していくのである。西独の交通組織は復旧された。そして産業施設を復興せんとする努力も開始された。だが、地域間の取引が困難なことと、通貨価値が絶望的にまで下落していくので、経済状勢は停滞と行き詰まりの状態にあつた。それが破壊のどん底に落ちるのをふせぎ得たのは、まつたく西側諸国が連続して救済手段を講じたからであつて、それも大部分がアメリカ合衆国によるものであった。^{*}

* ドイツにおける緊急経済援助のために、アメリカ合衆国が「ポケットから出した」費用は、一九四六年七月当時ににおいて、ヒルデリング国務次官（Assistant Secretary of State）の見つもりによれば、年間二億ドルであった（ニューヨークタイムズ、一九四六年七月三十日）。もしも間接的な援助まで含ませるならば全額はそれよりも遙かに大きかつたであろう。一九四七年の末にマーシャル国務長官は、英國とアメリカ合衆国は西独に食糧を供給するため、年間、約七億ドルを費消していくとして述べた（Boris Meissner, Russland die Westmächte und

Deutschland, H. H. Nölke Verlag, Hamburg, 1953, p.149)°

一九四五年から一九四六年当時の西独の経済状態を研究した人たちは、その荒涼たる有様を述べるべき言葉を発見するのに屢々 困難を感じた。一九四六年の末に、英國下院の保守党の一議員は、ドイツ経済がいかに徹底的に破壊されたか、ドイツ国民の道徳がどんなに完全に崩壊してしまったかといふことについては、いかに誇張しても誇張してもいいことではないと述べた。⁽²³⁾

トルーマン大統領の要請によつて、一九四六年にハーバート・フーパーによつて作成された米国および英國管轄地域の経済状勢の包括的概観は、当時の暗黒な社会状態を次のように記述している。

この二つの地域における住宅状態は、近代文明が経験した中で最悪のものである。西欧全域にわたる石炭の極度の欠乏、および前例のないほどの厳寒によつて、いたるところで、多くの人々がはげしい苦しみを経験している。ドイツにおける一例をあげれば、ハンブルグにおいては十月以来、家族用の石炭は全然配給されていない。

六五九万五千人の児童および成人の、それも特に低収入層のそれの半数以上が、悲惨な状態にある。或る地域においては、飢餓による水腫病が……児童にあらわれている。……年老いた人たちの死亡率は驚くべきほどである。⁽²⁴⁾

この状態は、人道主義的な理由から、また全体としての西ヨーロッパの復興を可能ならしめるのは、ドイツが経済的に健全になつた時のみであろうという理由からも、これらの西側諸国の関心をひいたのである。ドイツの経済的な停滞がつづく限り、単に西側諸国の管轄地域に対してのみならず西ヨーロッパの大部分へも、ドルの援助を注入する」とが必要であった。

アメリカの当局者たちを特にいらだたせた事実は、アメリカ合衆国が西独の飢餓を救うために、相当の金額を注入

しているにもかかわらず、ソ連がポツダム協定に違反して、西側諸国に相談するにせずに、東独工場の現行生産高から賠償をとりたてていたことであった。

* ポツダム協定の第三章十九条には、次の如く書いてある。「賠償支払の場合には、外国からの援助なしにドイツ国民の生活が可能なよう、十分な資源がとつておかなければならぬ。」ドイツ経済の收支均衡を実現するにあたつて、ドイツ管理理事会が承認した輸入品の支払いにあてるために、必要な資金が確保されなければならない。現生産および在庫品の輸出によつて得られる収入は、まず最初にそのような輸入の支払にあてられねばならぬのである」(Reprinted in 'Occupation of Germany—Policy and Progress, 1945-1946,' Department of State Publication 2783, Government Printing Office, Washington, 1947, p. 160)。

西側による最初の反撃措置は、戦争終了後ほんの一 年経つた一九四六年五月三日よりられた。この時、クレイ将軍は、西独から撤去された工場設備を、ソ連へ移送する」とを停止したのである。⁽²⁵⁾

ポツダム協定によれば、ソヴィエトは、西独において撤去された工場設備の二五ペーセントを賠償として受けとむことになつてゐた。しかしぴソヴィエトが四ヶ国がそれぞれ管理している地域内の資源を共同に利用するに同意しなかつたので、クレイ将軍は、彼が述べたように、西側が「工場もなければ協定もないような」状態に陥るのを避けようとしたのである。

それから二ヶ月後、西独経済復興のため、さらに積極的な手がうたれた。ドイツの經濟的統一を、四ヶ国で実現して行くところを望みをたたれたバーンズ国務長官は、他の占領三国の各々に対して、それぞれの管轄地域の經濟行政を米国地域の經濟行政と合同化することを提案した。英國はこの提案を受諾し、ソ連はこれを拒絶し、フランスは

何の反応も示さなかつた。⁽²⁶⁾

その後、米国地域の経済と英國地域の経済を合同しようとする試みが徐々になされて行つた。その後二年間に、フランスもまた彼らの地域の経済が英米「二地域」の経済と徐々に密接に補完関係になつて行くのを認許した。

一九四六年九月六日に、シュトットガルトで行われた重要な演説で、バーンズ国務長官が概論した政策は、もつと積極的なものであつた。この時バーンズは、ドイツの經濟問題の解決は、単に将来のドイツの福祉にとつてのみならず、将来のヨーロッパの福祉にとつても、必要である旨を強調したのであつた。

彼は、ドイツを經濟的单一体として取扱うことについての、ポツダム協定の規定に、注意を喚起した。だが連合国管理理事会がこの協定を実施することが出来なかつた結果、ドイツの工業生産は、占領国が最小限のドイツ平和經濟の維持のために必要であると一致して考へた水準にさえも、到達出来なかつた旨を指摘したのである。彼はさらにつづけて、「数多くの重要な問題に関する限り、管理理事会はドイツを統治してもいいし、或いはドイツに自治を許してもいい」と述べた。それ故、バーンズは出来るだけ大きな範囲のドイツ經濟を統一化し、ドイツ中央經濟機関を設立し、はやいうちに、暫定的なドイツ政府を設立すべきであると述べたのである。

英米二国の管轄地域を、經濟的单一体として取扱おうというこの両国の新しい政策の線に沿つて、一九四六年秋の間に西独の多くの都市に、經濟、食糧、輸送、通信、財政その他の二地域共通のドイツ行政機関が設立された。⁽²⁷⁾

これらの行政機関がドイツ政府であると解釈されないようには、これらの機関を一ヶ所に集中することは、故意に避けられた。だが、こういう了解はやがて力を失つて行つたのであって、両国の軍政官 (the military governors) は一九四七年五月二九日に、両地域のための行政機関をさらに進歩させ強化した。新しい機関はいくつかの州議会から選

ばれた代表者から成る経済審議会 (An Economic Council) を設けた。この審議会がはじめて会合を開いたのは一九四七年六月二十五日であった。経済審議会の決定は執行委員会によって実施されることになった。一九四八年のはじめに、二地域共通の中央銀行が設立された結果、行政機関はさらに強化されることになった。⁽²⁹⁾

両地域の経済行政機関がその形を整えつつある間に、ヨーロッパ復興計画もまたその形を整えつつあった。マーシャル国務長官は、一九四七年六月五日、ハーバードで行なった演説において、すべてのヨーロッパ諸国が、経済的な統合を実現するための努力をするよう求め、これに対するアメリカ合衆国の援助を約束した。それから約一ヶ月ほどたつた後で、ワシントン政府はクレイ将軍に新しい政策指令を発したが、それは西独をヨーロッパ復興計画に編入することを示唆したものであった。ヨーロッパ復興計画についての行政上の取極をするために一九四八年四月に十六ヶ国⁽³⁰⁾の代表が会合した時、西独の専門家もこれに参加した。

これらすべての手段がとられても、飢えている人たちに直ぐに食糧を供給する訳にはいかなかつた。本当に、事態はよくなるよりもかえつて悪くなるように思われた。一九四七年夏の大旱魃によつて、深刻な水不足が生じ、収穫は前年よりも二〇ペーセントもすくなかった。一人のドイツの歴史家は、「敗戦のドイツに運命が暗い陰謀をたくらんでいるようだ」と書いた。⁽³¹⁾

一九四八年一月には、貯蔵食糧量は危険な程度にまで下落した。ハンブルグでは僅かに十七日分の貯蔵があつただけである。⁽³²⁾

一波のストライキが起ると、つづいて次のストライキが勃発した。こういう事態を改善するのに、当局は無力のようと思われた。⁽³³⁾

西独に反連合国感情が増大しつつあるということが報道された。後に戦後初のドイツ宰相となつたコンラッド・アデナウアーは、軍政府を痛烈に非難し、彼らは命令の出し方は知つてゐるけれども、政治のやり方は知らないと述べたのである。⁽³⁴⁾

ドイツの指導者の中には、占領軍当局をもつとひどく非難するものもいた。

六 西独の復興を妨害するソ連

西独の重大な事態に圧迫されて、西欧の軍政官たちは主要な経済手段である通貨の改革を実現しようとして、たびたび活潑な努力をした。逃げ足の速いインフレーションを抑止することが出来るまで、ドイツの経済復興の望みは殆んどなかつた。

四ヶ国のすべてが通貨改革についての協定に同意するという見透しは、最初のうちは比較的明るかつた。そして一九四六年の秋には、同盟国の大統領官の中には、インフレーションの抑止措置が成功するだろうという希望を抱くものもいた。だが、その時になつてソヴィエトは、その他の問題、たとえば賠償問題のような問題が解決されたならば通貨改革にも同意するという条件を出し、問題の解決を困難ならしめたのである。このため、交渉は、さらに長引いたのであった。⁽³⁵⁾

クレイ将軍は一九四七年八月に、切実に必要とされている改革について、ソヴィエト側との協定に到達すべく「最

後の努力」をしたと報ぜられている。⁽³⁶⁾

一九四八年二月にも、彼の努力はつけられていた。一方、既にソヴィエトの支配下にあったドイツの新聞は、アメリカ人が一般的な通貨改革問題をとりあげるのは、西側諸地域において別々の改革体制を樹立しようとする本当の意図をかくそうとするためであるという非難記事を載せた。⁽³⁷⁾

こういう非難に対してもロンドン・タイムズでは、こういうソヴィエトの非難は、この問題についての四ヶ国の協議にロシアが参加しなくなることを予告するものであるという説明をした。一般的には、英国人たちもアメリカ人たちも、こういう不愉快な見解をとり入れることを躊躇したが、それはこういう見解が今後さらに管理理事会にも困難な問題を持ち込むことを予想したからである。⁽³⁸⁾

クレイ将軍のいうところによれば、ソヴィエトは西側の最終的な提案を正面から拒絶することはしなかった。だが、引延ばし戦術によって、協定の実現をさまたげ、議論を約一年間も引延ばした。彼らの主要な要求の一つは、すべての貨幣を四国管理下の中央造幣所で印刷するのではなく、同型の印刷機で彼ら自身も數種類の貨幣を印刷する承諾を得ることであった。もしもこれを承諾すれば、ソヴィエトがその印刷機を回転させるだけで、インフレーションを再生させることが出来るであろうという理由から、アメリカの代表はこの要求を拒絶した。一九四五年にソヴィエトは占領地域の貨幣を自分たちの印刷機をつかって印刷し、紙幣をドイツに氾濫させ、後でこの紙幣の大部分をアメリカ合衆国財務省によってドルに換算させたことがあるのであって、アメリカの代表たちは、こういうソ連のやり方を深く脳裏にきざみこんでいたのである。⁽³⁹⁾

ついに通貨改革に関する四国協定は不可能であることがわかつた。そして、西独のインフレーションは、一九四八

年春に管理理事会が分裂した後まで、抑止することは出来なかつたのである。同様にソヴィエトは西独の政治的進歩や経済的復興を促進しようとする他のいかなる手段にも、ほとんどすべて反対した。

ドイツにおける西側諸国の政策に反対するにあたつて、ソヴィエトがもぢた主要な武器は連合国管理理事会(the Allied Control Council)および外相理事会(the Council of Foreign Ministers)における妨害、延期および非難であった。だが、ソ連は新聞を使用しての宣伝攻勢、ドイツ民族主義への呼びかけを行ない、東欧衛星国からの抗議を伝達し、そして遂には、西ベルリンに対する圧力の行使をも行つたのである。

一九四六年の末までには、管理理事会は重要な建設的な手段について何らの協定にも到達出来ないであろうということが明らかとなつた。そして一九四七年には、管理理事会の会合の雰囲気は次第に険悪になって來た。ソヴィエトの代表は管理理事会の会合を、西側諸国に対する根拠のない悪意に満ちた宣伝攻撃をするために利用する回数を次第に多くして來ているとクレイ将軍は述べている。⁽⁴⁰⁾

ソヴィエトの軍政官は、英國地域とアメリカ地域は武装化されており、連合国は賠償計画の遂行を妨害しており、西ドイツは資本主義諸国によつて搾取されており、西側地域にはナチスおよびその他の犯罪的な分子が復活しつつあり、社会主義統一党(SED)および他の「民主主義的な」分子は迫害されつゝあり、しかも英米両地域の合同は、四ヶ国協同の行政を破壊しドイツを分裂せんとするものである、と主張した。ついに連合国管理理事会の英國代表は、何故自分はこれほど人を馬鹿にした言葉に耳を傾けていなければならぬのか分からなくなつて來たと述べ、考え得られる只一つの方法は寛容というものであり、しかもその寛容さえも非常に難しいと語つたのである。⁽⁴¹⁾

外相理事会におけるソヴィエトの妨害は、主として引き延ばし戦術によつて行われるものが目立つた。一九四五年

中にドイツと平和条件を締結しようという問題は、相互の同意によって取上げられなかつた。そして、四国の努力は、極東問題およびドイツの以前の衛星国についての問題に集中される。一九四六年のはじめに、フランスの外務大臣ビドーは、パリで開催された外相理事会で、ドイツ問題を討議するよう提案したが、ソ連はこれを拒否した。⁽⁴²⁾

モロトフはまた、外相理事会がドイツ問題を詳細に研究し賠償実施の準備をするための代表を任命することにも反対した。その代り、彼は外相理事会がその年のうちに再び会合を開いてこれらの問題を討議するよう提案した。この時、国務長官バーンズは正確にソ連の意図を見破り、そういう会合を開けば、ソ連はその会合で、ドイツ問題を責任のもつと軽い副官級の人たちから成る委員会 (a committee of deputies) へ附託するよう提案するであろう、と述べたのである。⁽⁴³⁾

ソヴィエトの度重なる拒絶にあつた後、バーンズは、ソヴィエトは講和問題を早期に解決することに熱心ではないという結論を出した。「特にドイツの場合には、ソ連は、どんな政策でも、それが延期に役立てば満足していた」⁽⁴⁴⁾

バーンズは、パリ会議におけるモロトフ演説の一つを引用している。

「ドイツとの講和条件について討議する前に全独政府を設立する問題を解決することが必要である……しかし、ドイツ政府が設立されたとしても、その新しい政府がはたして何の代表であるか、そしてその政府を信用していくものかどうかについて査定するのに、長い年月を要するであろう……将来のドイツ政府は、ドイツ内におけるファシズムの残存物を根絶し、それと同時に連合国に対するドイツの義務を遂行出来るような、民主主義的なものではなくてはならない。他のすべてのものの中で、そしてすべてのもの以上に、新政府がしなければならないのは、連合国に対する賠償の支払いである。⁽⁴⁵⁾」

バーンズが予言したように、一九四六年末にニューヨークで開催された外相会議は、ドイツ問題についての四国協定の実現にほとんど何の進歩もなし得なかつた。その代り、ドイツ問題を研究するための代表が任命され、ドイツ問題の討議は、一九四七春にモスコーで開催されるべき会合にまわされた。

モスコー会議は、最初ドイツ中央機関の設立に同意する約束をしたようであつた。だが、このことさえ実現されなかつた。それは、モロトフが現行のドイツ生産高から百億ドルの額の賠償をとることを主張したのみならず、各地域司令官は、自己の管轄地域に影響を持つドイツ中央機関の決定に、拘束されない権利を持つべきであると要求したからである。⁽⁴⁶⁾

一方、西独の経済状勢は、終末的な現象を示して來た。そして、東独および東欧におけるソヴィエト権力の確立過程は進行した。かくてモスコー会議は、ドイツおよび西側の回復をさらに遅らせることに役立つたのである。

一九四七年末に、ロンドンで再び四国の外相は会合した。この会合でモロトフは彼が以前にした賠償要求を繰返した。これに対して、国務長官マーシャルは、ヨーロッパが一方の側のドイツから賠償を奪取しつつある間は、他方の側のドイツに対して、期限もはつきり定めずに経済援助をすることは出来ないと述べた。モロトフはまた、表面的にはドイツ中央政府の設立を支持しながらも、注意深く、東独におけるソヴィエトの支配権の独立を維持して行こうとした。マーシャルが東独から撤去した物質の量を、数字であげるよう要求した時、モロトフは、各管轄区域の経済政策についての情報を要求する権利を連合国は持っていない、と返答した。⁽⁴⁷⁾

さらに附加して彼は、地域司令官は自己の管轄地域に影響があるドイツ中央機関の決定に拘束されない権利を与えるべきだ、というソヴィエトの要求を繰り返した。⁽⁴⁸⁾

ロンドン会議でモロトフは、西側諸国の「ドイツにおける政策に対し、「考え得られる殆んどすべての非難」を浴びせたのであって、國務長官マーシャルの動議によつて、この会議は決裂した。⁽⁴⁹⁾

かくして、連合国は、ソ連は協定に到達することを欲していないのだ、という確信を抱くに至つた。

ソ連が西独における連合国の方針を妨害しようとして行なつた第三の方法は、西側諸国が受諾し得ないことがわかつてゐるような条件で、ドイツの統一を力強く主張することであつた。かくして、モスクワ政府はドイツ全域に対する実質的な共産主義の支配権を確保しないような、四国協定によるいかなる統一計画にも妨害を加えると同時に、西独の状勢を好転させるような計画に反対するよう、ドイツ民族主義を仕向けようともした。たとえば、一九四七年二月二六日の連合国管理理事会における演説において、ソコロフスキイ元帥は、アメリカ合衆国と英國は、彼らの地域をドイツの他の部分から分離しようとすると非難し、ただちにドイツを統一するよう求め、ドイツ国民の希望を聞くために、国民の投票を行うよう求めた。彼の提案はソヴィエトの統制下にあるドイツの新聞によつて繰返され、ソヴィエト地域におけるドイツ行政機関の戦術の基礎となつた。

この闘争の主要な要素の一つは、「人民會議」運動であつた。東独地域におけるすべての民主主義的な分子を代表していると称してはいても、完全に共産主義者の支配下にある最初の「ドイツ人民會議」が、一九四七年の十二月六日と七日に、ベルリンで開かれた。十二月十五日にソヴィエトの外務大臣モロトフは、ドイツ人民會議の活動にソヴィエト政府の公式の関心を示し、当時ロンドンで開かれていた外相理事会に人民會議の代表が参加出来るようにしようとした。だが、西側諸国は、人民會議の代表を受けつけることを拒絶した。⁽⁵⁰⁾

一九四八年一月十五日に、人民會議の常任委員会はフランクフルトに英米両地域の經濟行政機関が設立されたこと

を非難し、ドイツの統一問題について国民投票を行うことを支持する決議案を採択した。それはまた、ドイツ憲法草案が準備されるだろうということを明らかにし、全ドイツを代表する新しい人民会議を選舉するよう要求した。⁽⁵¹⁾

東の地域における政党その他の諸機関は、ただちにこの人民会議に送る代表を選舉する運動にとりかかった。西の地域においては、共産主義者が支配権を握っている諸機関を除いては、ほとんどすべてのドイツ諸機関が意識的にこれを無視した。⁽⁵²⁾

だが、全ドイツの声を代表することを主張する第二の人民会議は、予定どおり一九四八年三月十八日に、ベルリンで会合を開いた。それは二つの主要な手段をとった。まず、それは人民会議が開かれていらない間の活動を遂行するための「人民評議会」(a People's Council) を選挙した。そしてこの人民評議会は、平和条約、憲法、經濟、正義、文化および福祉の問題を取扱う諸委員会を持つ筈であった。⁽⁵³⁾

人民評議会は、影の政府のように思われることが多かつた。

人民会議の第二の活動は、ドイツの即時統一を支持する請願書に署名を求める運動を開始することであった。連合国軍当局は、西独および西ベルリンに請願書が回付されることを禁止した。英國の一公式声明は、この請願書運動を「不必要で望ましくない」ものとし、「それはドイツ国民の希望をはつきりさせるための純粹の試みではない。それは現在のドイツの分裂に対してこの運動の促進者たちが負うべき責任を、隠匿しようとするものである」と結論した。⁽⁵⁴⁾

だが、この署名運動の終るまでに、共産主義者は千三百万以上の署名を集めたといい、そのうち数十万が西独で集まつたといつてある。⁽⁵⁵⁾

連合国の中獨復興計画に反対するためソヴィエトが使用した第四の方法は、東欧衛星国からの圧力を加えることであった。この戦術の一つの重要な例証は、一九四八年二月十七日にプラーラーで行われたドイツ問題に関する三国会議であった。この日は、この町の民主主義的な自由を追放した叛乱が起る一週間前であった。共産主義者であり、チェコスロヴァキアの外務大臣代理であったクレメンチスは、三国（チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアおよびポーランド）の代表に対して、ポツダム協定の原則を破壊しているということを考えても、ロンドンの外相会議が分裂しているということを考えても、マーシャル・プランがドイツに対して依怙頼をしているということを考えても、このような会議を開くのもっとも適当な時期である旨述べた。彼はまた、西独における沢山の「不思議な事件」は、ドイツ帝国主義の最初の犠牲者であったこれらの諸国にも、直接影響を与える旨をつけ加えた。⁽⁵⁷⁾

この会議はドイツにおける西側諸国の政策を攻撃する宣言を発したが、ソコロフスキ元帥はその宣言を一九四八年三月二十日の連合国管理理事会の最後の会合の際に提出したのであった。

七 ロンドン協定と連合国管理理事会の分裂

東独における共産主義政策と同じく、管理理事会および外相理事会におけるソヴィエトの非妥協性は、西側諸国をして、ソ連邦はソ連邦に対してドイツ全国の実質的な統治権を与えるという条件以外では、ドイツ統治に関するいかなる協定も締結する意図はないということを確信せしめた。本当に、フランスをしてその管轄地域を英國やアメリカ合衆国の管轄地域に合同せしめようという決意をなさしめるに至った最終的な理由の一つには、一九四七年の末に開

かれたロンドン会議におけるモロトフの言動があるのである。その結果、西側三国は西ドイツ政府の設立を討議することに、意見の一一致をみたのであった。⁽⁵⁸⁾

かくて、アメリカ合衆国、英國およびフランスの代表者たちは、一九四八年二月に、ロンドンで再び会合した。利害関係ある諸国として、オランダやベルギーやルクセンブルグもまた招待された。この会議は、三月と四月の大部分を休会したけれども、六月のはじめまで続いた。西側諸国はいくつかの協定に到達し、それはロンドン勧告(London Recommendations)として知られる一連の文書によって、六月二日に発表された。西側三国の管轄地域における経済政策は協同化され、西独はヨーロッパ復興計画において充分な役割を果し得るようにされ、ドイツ国家諸機関は、ドイツ連邦共和国のための憲法草案を起草すべく措置を講ずる権限を附与されることになった。もう一つの重要な決定は、国際機関によるルール管理に関するものであって、その国際機関にはロンドンに会合した六ヶ国ならびにドイツ人が参加することになっていた。⁽⁵⁹⁾

ロンドンにおける六ヶ国会議の最初のコミュニケは、最初の会期が終った一九四八年三月八日に発表された。それはこれらの六ヶ国がドイツ問題についてソ連と協定に達しようという意図を引きつづき持つてることを明らかにしたが、しかもなお、西側諸国はこのような協定がなくとも、前進するであろうということを明らかにした。

「外相会議が四ヶ国協定に到達することに引きつづき敗敗していることは、もしもその儘の状態がつづくならば、西ヨーロッパにとって次第に不幸な結果をもたらさずにはおかぬような事態をドイツ内につくり出してしまった。それ故、ドイツのこういう事態から生ずる緊急な政治経済問題を解決することが必要となつた。参加諸国は、ドイツを含めての西ヨーロッパの経済的再建が必要であるし、かつまた、民主主義的なドイツが自由諸国民の社会に参加す

るための基礎を確立することが必要であるという見解を持っていた。これらの目的に到達することが延期されることには、もはや我慢出来ないが、たとえ延期されても、最終的な四ヶ国協定は決して排除されるものではない、「とコミュニケは述べている。

四ヵ国協定はなおも達成可能であろうという希望がこのように表明されたにもかかわらず、ロンドン会議の第一会期に対するソヴィエト側の反応は、ベルリンにおける連合国管理理事会を脱会することであった。一九四八年三月二十日の管理理事会の会合が終りに近づいた時に、ソコロフスキイ元帥は、二月および三月に行われたロンドン会議で採択された西ドイツについてのすべての協定を、ソヴィエト側に知らせるよう突然要求した。西側諸国の代表者たちは、このロンドン会議は政府間で行われたものであって、軍政官たちはこの会議についての公式の報告を未だ受けていない、と答えた。その時、ソコロフスキイは長文の声明書を読みあげ、西側諸国に対して以前行なった非難をさらばに強い言葉で繰返した。英國の代表が答えはじめると、議長席にすわっていたソヴィエトの司令官は彼をさえぎり、散会を宣言した。クレイ将軍の記すところによると、ソヴィエトの代表はかねてからの計画に相違ないものに従つて、あたかも一人でいるように立上り、そして出て行ってしまった。⁽⁶¹⁾

それから二ヶ月たつて、ソヴィエト側は、病氣のためソヴィエト代表は管理理事会所属の七つの補助機関の会合に出席することは出来ないであろう、ということを明らかにした。⁽⁶²⁾

四、五、六月の間に管理理事会の議長としての地位を三月一杯維持した。しかし、理事会を召集することはなかつた。

四、五、六月の間に管理理事会の議長を勤めた西側の軍政官のうちの誰かは、理事会の会合を開こうと思えば開く

ことが出来たのであるが、議題に附託されている項目がないという理由で、誰もそれをしなかった。⁽⁶³⁾

この時までに連合国の当局者たちは、ソヴィエトは西側地域の経済的混乱を恒久化しようとして、さらに論戦を繰返そうとしているだけであるということを確信した。管理理事会は死んでしまった。

管理理事会が死んでしまった結果、西側地域の通貨改革を推進することが可能になった。英國と米国は急速に協定に到達した。そして数週間の躊躇があったが、フランスもこれに参加した。通貨改革を指示する最初の法律が発表されたのは、一九四八年六月十八日であつて、さらに次々と引きつづいて諸法律が公布された。この立法の効果は、大體において旧来のライヒス・マルク「拾」を新しいドイツ・マルク「壹」に代えることであった。⁽⁶⁴⁾

通貨改革は西独の殆んど奇蹟的な復興過程に強く影響した。それはまた、その後のベルリン封鎖へつながる一連の事件の一部でもあった。

八 一九四五年から一九四八年までのソ連のドイツ政策の一解釈

プロンシャが大国の地位にのしあがつて以来ロシアの統治者たちは、この精力的な隣国に対する政策に深い関心を払つて來た。共産主義がロシアにおいて勝利を占めると、ドイツとの関係についてのこの関心は、ツァー時代におけるよりも、さらに強くなつた。ドイツはマルクスの誕生した場所であり、レーニンの希望であつた。ドイツはヨーロッパ大陸において、もつとも高度に工業化された国家であつた。ソ連邦の友邦としてのドイツは、西方資本主義諸国との勢力均衡を実現するための手助けとなるであろうが、非友好国としてのドイツは、ロシアの心臓部に通ずる架橋と

なるであろう。

第一次世界大戦後、対ドイツ政策の形成にもつとも関心を払っていたソヴィエトの指導者の一人、カール・ラデックは、一九二二年十一月のコミニテルン第四回会議において、彼の態度を次のとく要約した。
「連合国の優越的勢力に対する対抗勢力としてのドイツが存在しなければ、戦争によって極度に疲弊したロシアは、大国としてとどまることも出来ないし、その産業復興のための経済的および技術的手段を獲得することも、出来ないであろう」

一年後、ラデックはイズヴェスチアに次のように書いた。

「ドイツを粉碎した資本主義諸国が、征服したドイツ労働者の背上に立って、ドイツに対する霸権を確立するならばこのことはソヴィエトロシアにとって、最大の危険を意味するであろう。」⁽⁵⁶⁾

第二次世界大戦が終了した時に、ロシアは一九一四年から一九一八年までの戦争が終ったあとよりも、比較的都合のよい優勢な立場にいたけれども、ドイツ問題に対する関心はどうしても消えなかつた。最初スターリンが明らかに感じていたことは、最善の解決策は、大国としてのドイツを一挙に徹底的に破壊してしまおうということであった。

こういう考え方の根拠は、一九四一年から一九四三年にかけて、ドイツがソ連において行なつて成功した残酷な作戦のあとで、ロシア人がドイツ人に抱いた嫌悪感と恐怖心にあつたかも知れない。さらに、スターリンはドイツの労働者階級に根本的な軽蔑心を持ち、ドイツの労働者階級は、適当な革命的な機能を果すためには、権威に対して余りにも柔順すぎると考えていた。

* テヘラン会議でスターリンは、一九〇七年当時の一例を引用したが、それによるとその時、重要な大衆の会合に

出席する」とが出来なかつた二百人のドイツ労働者が、その会合に来なかつたのは、停車場のプラットホームに、改札してくれた労働者がいなかつたためであつた、といふのである (Robert E. Sherwood, Roosevelt and Hopkins, Harper and Brothers, New York 1948, p.782)。

疑ひもなく、スターリンは、戦争が終つたあとで西側の資本主義諸国（これらの諸国を敵であると看做す）とを彼は決してやめなかつた)が、ドイツの軍事力ならびに経済力を、これら諸国の総力に編入するかも知れない、という考えにひどく悩まされてゐたのである。

かくて、戦後のドイツに対するソヴィエトの政策は、まずドイツ全体を弱化し、乞食のような境遇に落とそうといふ意図にひっぱられてゐたように思われる。だが、一九四五年から一九四六年のはじめにかけて、ソヴィエトは東ドイツに対する政策を修正し、西ドイツに対する戦術も変更した。東ドイツ工業の剥奪を継続して行なつて、共産主義に対する同情心を持つてゐる東ドイツ人の敵意さえもあおるようなことをやるかわりに、彼らはこの地域の経済および政治構造を強化しはじめたのである。西ドイツに関して、ソヴィエトは、西側諸国が彼らの占領地域から取り去つて行く価値を、出来るだけ小さなものにしようとしていたが、しかしでも彼らはこの目的を達成するための新しい手段をもやいた。西ドイツを弱体化したままにしておこうという要求を公然とするかわりに、いまやソヴィエトは実質的な工業能力を持つた強力な国家として、ドイツ再統一の指導権を握るものとして姿をあらわして來ると共に、再建されたドイツから西側諸国が得るであろうところの利益よりも、比較的大きな利益を彼らにもたらすような政治的ならばに経済的な統制を課することを主張したのである。^{*}

* ドイツの鉄鋼生产能力の大部分は、この国の西側の部分に位置してゐるので、ドイツの鉄鋼生産水準に対するソ

ヴィエトの態度が戦後変化したことは、西ドイツに対する戦術のこの変化を反映していたがも知れない。一九四五年的連合国管理理事会における議論で、ソヴィエトは、ドイツに許可すべき最大限の鉄鋼生産額として、年間四百九十万トンを提案した。この額は、ソヴィエトに次いで低い額であるフランスの提案よりも、やむと11百万トン低かった。だが、それから僅か数ヶ月後、モロトフは、ドイツの鉄鋼生産を、年間一千万トンに引き上げねば提案した。この額は、イギリスによって主張されていたソヴィエトに次ぐ高額のそれよりや、さらに百万トン高かったのである（Lucius D. Clay, *Decision in Germany*, Doubleday & Company, New York, pp.108 and 130）。

もしもアメリカ合衆国、英國およびフランスが、ソヴィエトの希望するよりいた統制に同意するいふを拒絶するならば、ヤスロー政府は利用し得るあらゆる手段を使って、西方の三地域における経済的混乱を恒久化しようとする準備をしていた。

九 ワルソー宣言

ドイツに対するこの新しい政策は、一九四六年夏のパリにおける外相理事会の会議から、一九四七年末のロンドンにおける外相理事会の会議に至るまでの間の、種々の国際会議においてソヴィエトのスポーツマンによって、少しすら明らかにされて行った。そのもともと簡明な表現がワルソー宣言に含まれている。このワルソー宣言は一九四八年一月に、このポーランドの首府に会合したソヴィエトならびに衛星国の外務大臣の会議によって発表されたもので

ある。約三週間前に、ロンドンにおける六ヶ国会議で明らかにされたロンドン勧告(the London Recommendations)に対する反撃措置として意図されたらしいワルソー宣言は、ベルリン封鎖が行なわれた翌日に発表された。けだしこの宣言は、ベルリン封鎖当時におけるドイツ問題に関するソヴィエトの立場を、もつとも完全に公式に表明したものであるから、詳細に考察する価値があるであろう。文書の大部分がロンドン勧告ならびに西側諸国の政策に対する攻撃に向けられている。だが、宣言の最後の部分は、次のような諸要請によつて結ばれている。

一、英國・ソ連・フランスおよびアメリカ合衆国の協定によつて、ドイツの最終的な非武装化を確保する措置を完成すること

二、ルール工業の平和的部門を発展させ、ドイツの戦争能力の再建を阻止する意図による、英ソ仏米四大国による、一定期間のルール重工業に対する管理の制度化

三、英・ソ・仏・米諸国政府間の協定による、全ドイツのための、暫定的な民主的な平和愛好政府の樹立。その目的はドイツの侵略の繰り返しに対する保障措置を講ずることであり、その政府はドイツの民主主義的な政党ならばに組織の代表によつて構成すること

四、平和条約の締結後一年以内に、ドイツからすべての国の占領軍が撤退し得るように、ポツダム宣言の決定に従つて、ドイツとの平和条約を締結すること

五、ドイツの侵略の被害を受けた諸国に対するドイツの賠償義務遂行のための措置を綿密化すること⁽⁶⁾

この宣言の要求事項がもしも受諾されるならば、ソ連に対して西ドイツの經濟的復興についての継続的な拒否権を与えることになったであろうし、また、全ドイツのための共産主義政権の樹立という結果をもたらしたであろう。こ

れはそういう政策を具体化しようとするものである。この声明を分析するにあたって、人が忘れてはならないことは、それが「全会一致の原則」を基礎としていることであり、それによって、いずれかの国家が他の三国の行動を阻止する」とが出来る、となることである。

*ソヴィエトの代表は、ドイツに關係あるすべての国際會議において、執拗に「全会一致の原則」を弁護した (Cf. Meissner, op. cit., pp. 101, 125, 193-196)。

また、この声明において暗に言われていることは、四国すべてによつて行なわれる管理と統制の觀念である。それで、ワルソー宣言によんで何らかの計画の遂行は、西側同盟國側の代表によつても、ソヴィエト側代表によつても同じように監督され得たのである。このいじが同盟國側の監督官に、東独にまで入つて行くことを許可したかどうかは、はつきりしない。だが、明瞭なことは、ソヴィエトの監督官は、戦略的な觀点からルール地方にその駐在個所を求めてゐる、といふことである。

全会一致の原則および監督の原則を思ひ浮ぐるならば、ワルソー宣言に具現された計画は、ソヴィエトに対しで西ドイツ問題に対する強力な発言権を与え、西側諸国が西独の經濟的ならびに軍事的な潜在能力を、西側自身の政策のために利用することを妨害することを可能にしたであろうことを、われわれは理解出来るのである。非武装化（第一点）は多分ソヴィエトの監督官をして西独全域の工業施設に入り、これらの監督官が軍事的な必要品であると解釈し得るような如何なる製品の製造に対しても、干渉することを可能ならしめたであろう。ルール地方の四ヶ国管理（第二点）は、ルール地方の工業設備に監督官を派遣する機会をソヴィエトに与え、この地方が全体としてのヨーロッパの經濟的復興に参与する」とをさらに困難ならしめたであろう。ドイツをしてその賠償義務を遂行せしめるための方

法の細密化（第五点）は、ソヴィエトに対し、全西独の経済政策に対する発言権を与えたであろう。ソヴィエトは賠償として現行生産高から百億ドルの額を要求していたから、結局においてソ連は、西独経済の大きな部分がヨーロッパの復興計画に参加するよりも、賠償命令を遂行することに役立つようにし得たであろう。

ドイツ政府の設立に関する第三点は、特別の注意に値する。宣言は、特に、この政府は「ドイツの民主主義的な政党ならびに組織の代表」によつて構成されるべきことを述べていた。別の言葉でいえば、東ドイツにおいて組織的につくりあげられた共産主義戦線の多数の組織に代表権が与えられるべきであるというのであつた。かくて、共産主義者に対して、全人口に対するその数の割合から言って彼らに附与せられたであろうよりも、はるかに大きな代表権を確保しようとしたのである。中央的性質を有するいかなるドイツ機関にも、これらの共産主義者の支配する「大衆組織」を参加せしめようということは、一九四七年十二月、ロンドンで行なわれた外相理事会の会合において、モロトフによつて強調されたことであつた。⁽⁶⁵⁾ その月のはじめに、第一回の「ドイツ人民会議」がベルリンで開かれた時、実際には少数団体であった社会主義統一党（SED）は、このような大衆組織を利用することによつて、ある程度その会議を支配することが出来たのである。^{*}

* 「マイスナーの觀察によれば、社会主義統一党は、自由選挙に類似するいかなる選挙においても、多数を獲得することは決してなかつたであらう。だが、社会主義統一党と西側管轄区域から来た共産主義者に依存している「大衆組織」の援助を得て、人民会議における社会主義統一党（SED）への多数者の支持を容易に確保し得たのであつた。（op. cit., p.157）」

「民主主義的な政党ならびに組織」という言葉は、ソヴィエトに対して、東区域における共産主義者支配の諸団体

の代表権を許与したのみならず、彼らが「非民主主義的」であると定義しようとする西独からのいかなる政党または団体に対しても、代表の機会を拒絶することを可能ならしめたのである。さらに、ソヴィエトは西独の経済を混乱のままにしておこうという立場をとっていたのであって、彼らはドイツ人に対して、共産主義者の支配する政府をえらぶことが彼らの経済状態を進歩せしめる前提条件であるということを、容易に理解させることが出来たのであった。別の言葉で言えば、継続的に行なわれた四ヶ国の会合において積上げられ、ワルソー宣言において要約されたようなソヴィエト計画は、共産主義的な全ドイツ政府を、どうしてもつくり出そうとするところにあつたらしい。^{*}

* ロンドン会議において國務長官マーシャルが、継続的に賠償請求を行使する権力は、事實上、すべてのドイツ政府の生か死かを決める権力を意味するということを述べた時、彼はこのことを認めたのである。それよりも以前に、彼は、現行生産高から、はつきりした期限を決めずに、賠償をとりたてることは、ドイツの經濟的復興を阻害し、ヨーロッパの復興を長年にわたって延期するであろうということを認めていた。

平和条約の締結後一年以内に全占領軍の撤退を求めた第四点に関しては、この規定は民間人または軍政官には適用されないということを知れば充分であろう。これらの人たちは多分彼らの地位にとどまつたであろう。さらに、ソヴィエト軍の撤退はベルリンから四十マイル離れたオーデル河の線までだけの撤退を意味したが、アメリカ軍の撤退は、大西洋をわたつての撤退を多分意味したであろう。

最後に賠償を取扱つた第五点について言わなくてはならない。ヤルタ会議の時から、ちょうどベルリン封鎖の時まで、ソヴィエトはドイツからの賠償として、百億ドルを要求しつづけた。連合国側の観察者の中には、このソヴィエトの特別の要求が四ヶ国会議分裂の主要な要因であると考えるもののがいた。だが、ソヴィエトの賠償要求は、戦争に

よりて極度に破壊されたロシアの經濟を再建するための物質を得ようとソヴィエトの希望をあらわしてゐるといふよりも、むしろその背後で、ドイツに対する政治的支配権を行使するための舞台装置をつくるとするソヴィエトの希望をあらわしている、とじうことが可能であった。

ソヴィエトの賠償要求の一つの奇妙な面は、モスクワが既に東独から剥奪したもの、或いは西独から既に受取ったものが、どれだけ多量にのぼっていてもそれにかかわりなく、百億ドルという数字が変らないことであった。外相理事会のパリ会合でバーンズ國務長官は、ボーランド治下にある東独領は予想される課税収入額として、百十億ドル以上を持つていたし、ソヴィエトによつて併合された東独領の財産は二十五億ドルに評価されてゐることを指摘した。⁽⁶⁹⁾

この見地からみて、ソヴィエトとボーランドの賠償要求は、戦闘が終了する以前に、既にみたされていたのである。ドイツの残存地域からソヴィエトが受取つた賠償の正確な価値の見つもりについては、大幅の見解の相違がある。だが、それが非常に高価なものであるということについては、意見が一致している。一人の専門家の見つもりによると、一九四八年の末まで、ソヴィエトは四区域から約八十億ドルの価格の賠償を受けとつたことになる。このうち約半分は撤去によつて、他の半分は現行生産からの剥奪によるものである。⁽⁷⁰⁾

他の専門家は、一九四八年七月までにソヴィエトがドイツ經濟から剥奪した大体の価格は百十億マルクを越すものと計算している。^{*}

* Nettle, op. cit., p. 237. これは「一九三七年のマルク」であつて、戦後のドイツ貨幣よりも価値の高いものである。その価値をドルに換算することは、難しい仕事である。思い切つて想像してみると、この数字は、三十億ドルの価値を持っているかも知れない。

これ等の算術的な特性がどのようなものであらうとも、賠償要求はソヴィエト的な見解から言って、大きな政治的な価値を持つていたに相違ない。まず、これらの賠償要求は四ヶ国協定に対する素晴らしい障害物の役割を果した。そして彼らの引き延ばし政策に役立つたのである。第二番目に、もし連合国が百億ドルの賠償に同意したならば、このことはソヴィエトに西独の経済に関する大きな発言権を附与し、管理権を行使させる口実を与えたことになったであろう。^{*}

* クレー将軍の報告によると、モスクワ会議でアメリカはロシアの賠償要求に対抗すべく相当の提案をした。この提案は「ソヴィエトの代表によって無視されるか何かしてしまった。さらに、もっと考えられることはソヴィエトの代表はこの会議で何らかの真の協定に到達する」と欲していなかつたことである」(Clay, op. cit., p.150)

ワルソー宣言は、モスクワ政府が基本的な決定をなさなければならぬ時になされた。東独のソヴィエト化は、ソヴィエトの綿密な監督下においてあるとはいへ、ドイツ共産主義の実権をにぎる人たちが全区域の責任を負うところにまで進んでいた。西独に関しては、引き延ばし政策はもはや役に立たないであろうことが明らかであった。ソヴィエトの同意があらうとあるまいと、連合国は政治的安定と経済的復興を推進するつもりであった。それ故、ソヴィエトにとっての基本的な決定は、東独を赤化してベルリンにおける西側諸国の飛領土をなくすか、或いは、ワルソー計画の線に沿つたドイツに関する四ヶ国協定を実現すべく、連合国に圧力をかけるかのいずれかであったのである。

だが、ソヴィエトがやろうとしていた二・者抜一の行動様式には、二つの大きな特徴があった。その一つはどちらの

やりかたをするにしても、それはベルリンの西側区域を封鎖することによって実行されるであろうということ。第二は、どちらのやりかたをするかについての決定は、このような封鎖に対する西側諸国の反応に大いに依存するだろうということであった。かくて、ベルリンに止まると同時にドイツに関するソヴィエトの計画を受諾するか、或いはベルリンから撤退してエルベ河より東のドイツを全くソヴィエトの保持するところゆだねるかという、いずれかの決定が連合国にまかされることになった。かくてベルリンの西側の区域に封鎖を課するにあたつてのソヴィエトの直接目的は、西側諸国がいずれの方法をとるにしても、その権威がひどく失墜するであろうという予測のもとに、西側諸国に困難な決定を強いることについたのである。⁽⁷⁾

一〇 世界平和とソ連への対応

一九一七年十一月の革命は世界史上はじめての全世界の革命のための序曲としての性格が明確に打ち出されている革命であった。それは、その使命乃至予言としての世界革命が実現するまではその革命活動をやめない革命である。したがつて民主主義側の対抗政策としては、戦争によって世界革命方針を堅持するソ連を滅亡させない限り、たえずその活動に対し警戒の念と態勢をゆるめることの出来ないのが、ソ連という国家の活動である。核兵器の存在している今日、戦争は全人類の破滅を意味する訳であるから、平和のうちにソ連の革命方針を押えていく以外に民主主義陣営に残された路はない。第二次大戦後のドイツは、そういう意味で民主主義が共産主義に対抗して行くための貴重な実験場であったのである。なお本研究ノートは、なおつづけていく所存である。

註

- ① Philip E. Mosley, "The Occupation of Germany," Foreign Affairs, July, 1950, p. 593.
- ② Boris Meissner, Russland, die Westmächte und Deutschland, H. H. Nölke Verlag, Hamburg, 1953, pp. 62-63.
- ③ Boriss Meissner, op. cit., P. 59.
- ④ Meissner, op. cit., pp. 60-76 and General Lucius D. Clay, Decision in Germany, Doubleday & Company, New York, 1950, pp. 39-45.
- ⑤ Official Gazette of the Control Council for Germany, Supplement to Issue No. 1, October 29, 1945, "Documents Relating to the Establishment of the Allied Control Authority," pp. 13-19 附録
- ⑥ Clay, op. cit., pp. 109-110.
- ⑦ Frank Howley, Berlin Command, Putnam, New York, 1950, pp. 25-32.
- ⑧ Howley, op. cit., pp. 47-52.
- ⑨ Clay, op. cit., pp. 109-110.
- ⑩ Clay, op. cit., p. 112.
- ⑪ Clay, op. cit., p. 30.
- ⑫ Clay, op. cit., pp. 124-125.
- ⑬ Clay, op. cit., p. 123.
- ⑭ Official Gazette of the Control Council for Germany, No. 5, March 31, 1946.
- ⑮ Official Gazette of the Control Council for Germany, No. 19, August 31, 1948.
- ⑯ Howley, op. cit., p. 61. ナ・ニ・ニ・ナ・ム・リ・カ・ル・ハ・の 国際政治史 (編 長) Graf Heinrich von Ein-
siedel, Tagebuch der Versuchung, Pontes-Verlag, Berlin-Stuttgart, 1950.
- ⑰ Cf. Tagesspiegel, December 8, 1946; Neues Deutschland, January 22, 1947.
- ⑱ Cf. Vorwärts, December 31, 1946, January 2 and 14, 1947; Sozialdemokrat, January 4, 1947; Tagesspiegel, November 2, 1946.

- (2) G. P. Nettl, *The Eastern Zone and Soviet Policy in Germany, 1945-1950*, Oxford University Press, London, 1951, pp. 88-89.
- (3) 朝鮮のソビエト連邦とソ連の軍事政府の関係についての資料集, Military Goverment Information Bulletin, U. S. Office of Military Government for Germany, June 1, 1948, pp. 22 ff.
- (4) Nettl, op. cit., p. 137.
- (5) Vladimir Rudolph, "The Agencies of Control: Their Organization and Policies" in Slusser (ed.), *Soviet Economic Policy in Postwar Germany*, Research Program on the U.S.S.R., New York, 1953, p. 57.
- (6) Rudolph, op. cit., p. 66 and Nettl, op. cit., pp. 132-134.
- (7) Interview with Major Guy Lloyd, the London Times, July 30, 1946.
- (8) Herbert Hoover, *German Agriculture and Food Requirements*, Report No. 1, The President's Economic Mission to Germany and Austria, February 28, 1947, pp. 3-4 and 7-8.
- (9) Clay, op. cit., p. 122.
- (10) Clay, op. cit., pp. 165-168; and the New York Times, July 30, 1946.
- (11) Department of State Bulletin, September 15, 1946, pp. 496-501.
- (12) Clay, op. cit., p. 122.
- (13) Clay, op. cit., pp. 174-184: see also Germany 1947-1949: The Story in Documents, Department of State Publication 3556, Government Printing Office, Washington, 1950, pp. 450, 466-467.
- (14) Chronology of International Events and Documents, a supplement to *The World Today*, Royal Institute of International Affairs, April 16, 1948, p. 258.
- (15) Emil Schäfer, *Von Potsdam bis Bonn*, Moritz Schaeuburg Verlag, Lahr, 1950, pp. 37-38.
- (16) Chronology of International Events and Documents, January 12, 1948, p. 35.
- (17) Schäfer, op. cit., pp. 48-49.
- (18) The New York Times, February 3, 1948.
- (19) Heinz Sauermann, "Der Amerikanische Plan für die deutsche Währungsreform," *Zeitschrift für die gesamte Staats-*

- wissenschaft, No. 2, 1955, p. 196. See also Jack Bennett, "The German Currency Reform," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, January, 1950, pp. 43-45.

(56) The New York Times, August 10, 1947.

(57) The London Times, February 5, 1948.

(58) The London, Times, February 5, 1948.

(59) Clay, op. cit., pp. 208-211.

(60) Clay, op. cit., p. 157.

(61) Clay, op. cit., p. 161. See also the New York Times, January 21, 1948; February 20, 1948; and March, 11, 1948.

(62) Meissner, op. cit., p. 83.

(63) James F. Byrnes, *Speaking Frankly*, Harper & Brothers, New York, 1947.

(64) Byrnes, op. cit., p. 159.

(65) Byrnes, op. cit., p. 180.

(66) Meissner, op. cit., p. 126.

(67) Meissner, op. cit., p. 150.

(68) Meissner, op. cit., pp. 146-147.

(69) Clay, op. cit., p. 348.

(70) Royal Institute of International Affairs, *Survey of International Affairs*, 1947-1948, Oxford University Press, London, 1952, p. 240.

(71) Neues Deutschland, January 16, 1948.

(72) Military Government Information Bulletin, U. S. Office of Military Government for Germany, May 4, 1948, p. 23.

(73) Nues Deutschland, March 18, 1948.

(74) British Zone Review, published for British occupation personnel by the Control Commission for Germany (British Element), May 29, 1948, p. 2.

- (55) Neues Deutschland, June 15, 1948.
- (56) The New York Time, February 17, 1948.
- (57) Clay, op. cit., p. 355.
- (58) Clay, op. cit., p. 349.
- (59) The Council on Foreign Relations, Inc., *The United States in World Affairs, 1948-1949*, Harper & Brothers, New York, 1950, pp. 71-76.
- (60) Germany 1947-1949: The Story in Documents, p. 75.
- (61) Clay, op. cit., p. 356.
- (62) The New York Times, March 23, 1948.
- (63) Clay, op. cit., p. 357.
- (64) Clay, op. cit. pp. 212-214.
- (65) Quoted in Edward Hallet Carr, *German-Soviet Relations between the Two World Wars, 1919-1939*, The Johns Hopkins Press, Baltimore, 1951, p. 65.
- (66) Quoted in Lionel Kochan, *Russia and the Weimar Republic*, Bowes and Bowes, London, 1954, p. 83.
- (67) USSR, *Information Bulletin*, the Soviet Embassy, Washington D.C., July 14, 1948, p. 398.
- (68) Meissner, op. cit., p. 147.
- (69) Meissner, op. cit. p. 92.
- (70) Franz Neumann, "Soviet Policy in Germany," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, May, 1949, p. 175.
- (71) W. Phillips Davison, op. cit., p. 26.